エコマーク商品類型 No.124「ガラス製品 Version2.0」付属証明書

本付属証明書は、エコマーク商品類型 No.124「ガラス製品」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定・使用申込書」とともに提出して下さい。

申込日：平成　　年　　月　　日

申込ブランド名	
申込者	（会社名） 印（社印を捺印）

＜付属証明書の作成方法＞

1. 申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
   ※「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。
2.「添付証明書」欄の各証明書をご用意下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
3.「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。
   ※ 各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。
4.「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

項目	添付証明書 （該当する事項をチェックして下さい）	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無（予定）	□ある □製品／□包装／□カタログ・リーフレット □取扱説明書／□その他（　　） □なし ※ある場合は、以下の表示予定設計図をご提出ください。	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出（書式自由・原稿） ※エコマーク（下段表示を含む）の表示予定図、表示予定箇所についてご提出下さい。 ※エコマークを表示する場合は、原則としてエコマーク認定番号および使用契約者名の両方の表示が必要です。	
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示		

項目	記入欄 （該当する事項をチェックして下さい）	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 ※他社開発製品の場合は右記証明書をご提出下さい。	記入表 124-3	申込承諾者
他社において既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい） ※変更がなければ、以下の項目の証明は不要です	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 既認定型式と本申込製品の型式との対応表	申込者
No.124「ガラス製品 Version1」の認定商品で、契約更新に伴う再審査の場合	既認定番号（　　）		

A.ガラス製のびん

項目	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい
商品区分	□ガラスびん（ソーダ石灰ガラス製のびん）　色：□無色／□茶／□その他色
	□軽量びん（ソーダ石灰ガラス製のびん）　色：□無色／□茶／□その他色

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1) ガラスカレット利用率	再生材料／（一製品当たりの）全ガラス材料 ＝ガラスカレット利用率 [＿＿＿＿＿]% （うち、その他色カレット利用率 [＿＿＿＿＿]%） ※再生材料には同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは含みません。 ※軽量ガラスびんは適用外 ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(2) 軽量ガラスびん	[軽量ガラスびんのL値] A:びんの質量(g)　[＿＿＿＿＿]g B:満量容量(ml)　[＿＿＿＿＿]ml $0.44\times A/B^{0.77}$ ＝ L値 [＿＿＿＿＿] ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(3) 添加剤（着色剤など）	[ガラスびんに使用される添加剤（着色剤など）] □ 使用あり ／ □ 使用なし ※「使用あり」の場合は、以下記入下さい。無色･茶色以外のガラスびん･軽量ガラスびんに「使用あり」の場合は右記の添付証明書を提出が必要です。 添加剤（着色剤など）を添加している場合 カドミウム及びその化合物の添加　□有／□無 鉛及びその化合物の添加　□有／□無 水銀及びその化合物の添加　□有／□無 六価クロム及びその化合物の添加　□有／□無 ヒ素及びその化合物の添加　□有／□無 セレン及びその化合物の添加　□有／□無 ※無色のガラスびんおよび無色の軽量ガラスびんに使用される添加剤（消色剤）については、セレンは適用外となります。	添加剤の MSDS または 添加剤の成分表	添加剤の製造事業者
4-1.(4) 土壌汚染対策法施行規則による有害物質		「土壌汚染対策法施行規則」（環境省令第 29 号）別表 2 による製品の溶出試験結果（水銀、六価クロム、ヒ素、セレン）	第三者試験機関または申込者など
4-1.(5) 食品衛生法による有害物質	No.124「ガラス製品 Version1」で既に認定を受けている製品の場合 前回（既認定）審査時に提出した内容と □製品に変更なし／□変更あり ※ 変更がない場合には、右記の証明書は、提出不要です。	「食品衛生法」を満たす製品の試験結果（カドミウム、鉛）	第三者試験機関または申込者など
4-1.(6) 環境法規の順守		記入表 124-1	最終製品製造工場長
4-2.(7) 品質	No.124「ガラス製品 Version1」で既に認定を受けている製品の場合 前回（既認定）審査時に提出した内容と □品質に変更なし／□変更あり ※ 変更がない場合には、右記の証明書は、提出不要です。	該当する品質規格に適合していることを示す試験結果など 記入表 124-2	第三者試験機関または申込者など 最終製品製造工場長

B.板ガラス

項目	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい
商品区分	□「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」JIS R 3202
	□「型板ガラス」JIS R 3203
	□「網入り板ガラス及び線入り板ガラス」JIS R 3204
	□「合わせガラス」JIS R 3205
	□「強化ガラス」JIS R 3206
	□「熱線吸収板ガラス」JIS R 3208
	□「熱線反射ガラス」JIS R 3221
	□「鏡材」JIS R 3220
	□「倍強度ガラス」JIS R 3222

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1) ガラスカレット利用率	再生材料／(一製品当たりの) 全ガラス材料 ＝ガラスカレット利用率[＿＿＿＿＿＿]% ※再生材料には同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは含みません。 ※熱線反射ガラスは適用外 ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(2) 熱線反射ガラス	熱線反射ガラスの日射熱取得率η[＿＿＿＿＿＿] ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(3) 添加剤(着色剤など)	[製品に使用される添加剤(着色剤など)] □ 使用あり ／ □ 使用なし ※「使用あり」の場合は、以下記入の上、右記の必要な添付証明書を提出してください。「使用なし」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。 添加剤(着色剤など)を添加している場合 カドミウム及びその化合物の添加 □有／□無 鉛及びその化合物の添加 □有／□無 水銀及びその化合物の添加 □有／□無 六価クロム及びその化合物の添加 □有／□無 ヒ素及びその化合物の添加 □有／□無 セレン及びその化合物の添加 □有／□無	添加剤の MSDS または 添加剤の成分表	添加剤の製造事業者
4-1.(4) 土壌汚染対策法施行規則による有害物質		「土壌汚染対策法施行規則」(環境省令第 29 号)別表 2 による製品の溶出試験結果(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレン)	第三者試験機関または申込者など
4-1.(5) 環境法規の順守		記入表 124-1	最終製品製造工場長
4-1.(6) 異種材料	[ガラス以外の異種材料] □使用あり (材料名:) ／ □使用なし ※ 鏡材は適用外 ※「使用あり」で中間膜、金網、線材、金属テープを使用の場合は、右記の必要な添付証明書を提出してください。「使用なし」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。	異種材料の分離方法の説明	申込者
4-2.(7) 品質		JIS 規格に適合していることを示す試験結果	第三者試験機関または申込者など

C. 自動車用安全ガラスおよび鉄道車両用安全ガラス

項目	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい
商品区分	□「自動車用安全ガラス」JIS R 3211 □「鉄道車両用安全ガラス」JIS R 3213

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1) ガラスカレット利用率	再生材料／(一製品当たりの) 全ガラス材料 ＝ガラスカレット利用率[　　]% ※再生材料には同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは含みません。 ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(2) 添加剤(着色剤など)	[製品に使用される添加剤(着色剤など)] □ 使用あり ／ □ 使用なし ※「使用あり」の場合は、以下記入の上、右記の必要な添付証明書を提出してください。「使用なし」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。 添加剤(着色剤など)を添加している場合 カドミウム及びその化合物の添加　□有／□無 鉛及びその化合物の添加　□有／□無 水銀及びその化合物の添加　□有／□無 六価クロム及びその化合物の添加　□有／□無 ヒ素及びその化合物の添加　□有／□無 セレン及びその化合物の添加　□有／□無	添加剤の MSDS または 添加剤の成分表	添加剤の製造事業者
4-1.(3) 土壌汚染対策法施行規則による有害物質		「土壌汚染対策法施行規則」(環境省令第 29 号)別表 2 による製品の溶出試験結果(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレン)	第三者試験機関または申込者など
4-1.(4) 環境法規の順守		記入表 124-1	最終製品製造工場長
4-1.(5) 異種材料	[ガラス以外の異種材料] □使用あり　(材料名:　　)／ □使用なし ※「使用あり」で中間膜を使用の場合は、右記の必要な添付証明書を提出してください。「使用なし」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。	異種材料の分離方法の説明	申込者
4-2.(6) 品質		JIS 規格に適合していることを示す試験結果	第三者試験機関または申込者など

D.電気ガラス

項目	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい
商品区分	□「蛍光ランプ用ガラス管」JIS C 7708 □「電球類ガラス管球の形式の表し方」JIS C 7710 に規定される形状のガラス球またはガラス管 □「フラットパネルディスプレイ(FPD)用基板ガラス」 □「ブラウン管」

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1) ガラスカレット利用率	再生材料／(一製品当たりの) 全ガラス材料 ＝ガラスカレット利用率[＿＿＿＿＿＿]% ※再生材料には同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは含みません。 ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(2) 添加剤(着色剤など)	[製品に使用される添加剤(着色剤など)] □ 使用あり ／ □ 使用なし ※「使用あり」の場合は、以下記入の上、右記の必要な添付証明書を提出してください。「使用なし」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。 添加剤(着色剤など)を添加している場合 カドミウム及びその化合物の添加 □有／□無 鉛及びその化合物の添加 □有／□無 水銀及びその化合物の添加 □有／□無 六価クロム及びその化合物の添加 □有／□無 ヒ素及びその化合物の添加 □有／□無 セレン及びその化合物の添加 □有／□無 ※蛍光ランプ用ガラス管に使用される添加剤については、水銀は適用外となります。 ※フラットパネルディスプレイ(FPD)用基盤ガラス及びブラウン管に使用される添加剤については、鉛は適用外となります。	添加剤の MSDS または 添加剤の成分表	添加剤の製造事業者
4-1.(3) 土壌汚染対策法施行規則による有害物質	※蛍光ランプ用ガラス管については、水銀は適用外となります。 ※フラットパネルディスプレイ(FPD)用基盤ガラス及びブラウン管については、鉛は適用外となります。	「土壌汚染対策法施行規則」(環境省令第 29 号)別表 2 による製品の溶出試験結果(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレン)	第三者試験機関または申込者など
4-1.(4) 環境法規の順守		記入表 124-1	最終製品製造工場長
4-2.(5) 品質		JIS 規格または業界の自主的な規格に適合していることを示す試験結果など	第三者試験機関または申込者など
		記入表 124-2	最終製品製造工場長

E.理化学ガラス・医療用ガラス

項目	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい
商品区分	□「ガラス管」JIS R 3644
	□「ガラス棒」JIS R 3645
	□「顕微鏡用カバーガラス」JIS R 3702
	□「顕微鏡用スライドガラス」JIS R 3703
	□「化学分析用ガラス器具」JIS R 3503
	□「注射用バイアル」JIS R 3521
	□「ガラス製薬品びん」JIS R 3522
	□「ガラス注射筒」JIS T 3201

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書 の発行者
4-1.(1) ガラスカレット利用率	再生材料／(一製品当たりの) 全ガラス材料 ＝ガラスカレット利用率[＿＿＿＿＿＿]% ※再生材料には同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは含みません。 ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(2) 添加剤(着色剤など)	[製品に使用される添加剤(着色剤など)] □ 使用あり ／ □ 使用なし ※「使用あり」の場合は、以下記入の上、右記の必要な添付証明書を提出してください。「使用なし」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。 添加剤(着色剤など)を添加している場合 カドミウム及びその化合物の添加 □有／□無 鉛及びその化合物の添加 □有／□無 水銀及びその化合物の添加 □有／□無 六価クロム及びその化合物の添加 □有／□無 ヒ素及びその化合物の添加 □有／□無 セレン及びその化合物の添加 □有／□無	添加剤の MSDS または 添加剤の成分表	添加剤の製造事業者
4-1.(3) 土壌汚染対策法施行規則による有害物質		「土壌汚染対策法施行規則」(環境省令第 29 号)別表 2 による製品の溶出試験結果(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレン)	第三者試験機関または申込者など
4-1.(4) 環境法規の順守		記入表 124-1	最終製品製造工場長
4-1.(5) 包装	包装材料名（　　） 包装方法　（　　） [包装に使用されるプラスチック材料] ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として □添加なし／□添加あり		
4-1.(6) 情報提供	[ガラスの種類] □ ほうけい酸ガラス製 ／ □ 他[＿＿＿＿製] ※「ほうけい酸ガラス製」の場合は、右記の必要な添付証明書を提出してください。「他」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。	廃棄方法を記載した製品本体、取扱説明書、カタログ、ホームページなどの該当部分	申込者
4-2.(7) 品質		JIS 規格に適合していることを示す試験結果	第三者試験機関または申込者など

F.ガラス長繊維

項目	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい
商品区分	□「ガラス糸」JIS R 3413
	□「ガラスロービング」JIS R 3412
	□「ガラスチョップドストランドマット」JIS R 3411
	□「ガラスクロス」JIS R 3414
	□「処理ガラスクロス」JIS R 3416
	□「ガラスロービングクロス」JIS R 3417
	□「ガラスチョップドストランド」JIS R 3419

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1) ガラスカレット利用率	再生材料／(一製品当たりの) 全ガラス材料 ＝ガラスカレット利用率[＿＿＿＿＿＿]% ※再生材料には同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは含みません。 ※型式毎に数値が異なる場合は別紙にてご提示下さい。		
4-1.(2) 添加剤(着色剤など)	[製品に使用される添加剤(着色剤など)] □ 使用あり ／ □ 使用なし ※「使用あり」の場合は、以下記入の上、右記の必要な添付証明書を提出してください。「使用なし」の場合は右記の証明書の提出は必要ありません。 添加剤(着色剤など)を添加している場合 カドミウム及びその化合物の添加 □有／□無 鉛及びその化合物の添加 □有／□無 水銀及びその化合物の添加 □有／□無 六価クロム及びその化合物の添加 □有／□無 ヒ素及びその化合物の添加 □有／□無 セレン及びその化合物の添加 □有／□無	添加剤の MSDS または 添加剤の成分表	添加剤の製造事業者
4-1.(3) 土壌汚染対策法施行規則による有害物質		「土壌汚染対策法施行規則」(環境省令第 29 号)別表 2 による製品の溶出試験結果(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレン)	第三者試験機関または申込者など
4-1.(4) 環境法規の順守		記入表 124-1	最終製品製造工場長
4-2.(5) 品質		JIS 規格に適合していることを示す試験結果	第三者試験機関または申込者など

記入表 124‐1

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規順守証明書

発行日：平成　　年　　月　　日

（発行者：工場長）
工場名：

役職：　　工場長名：　　印（社印を捺印）

＊ 発行者は最終製品製造工場長

下記の事項に適合していることを証明します。

記

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出および労働安全衛生などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去 5 年間（※）順守していること。

順守している環境法規名	備考
□ 大気汚染防止法	
□ 水質汚濁防止法	
□ 騒音規制法	
□ 振動規制法	
□ 悪臭防止法	
□ その他 ①	※ 工場が該当する法律名を記載すること
□ その他 ②	※ 工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること
□ その他 ③	例）○○県○○環境保全条例
□ その他 ④	例）○○市公害防止協定

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

※ 本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より 3 ヶ月程度とします。

記入表 124-2

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

品質管理証明書

発行日：平成　　年　　月　　日
（発行者：工場長） 工場名： 役職：　　工場長名：　　印（社印を捺印）

＊ 発行者は製品の最終製造工場長

当社エコマーク認定申込ブランド名（　　）については、別紙*1（実際の品質管理項目を説明する資料）の品質管理項目に基づいて、商品を管理し、品質管理基準に適合する商品のみを出荷することを証明します。

別紙*1

① JIS などの品質規格、または自社で定めた品質規格

② 品質規格に基づく試験結果

以上

記入表 124-3

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

申込承諾書

発行日：平成　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊ 発行者は製品を製造した会社（申込承諾者）

当社商品名（　　）（エコマーク認定番号（　　））を、

エコマーク申込企業（　　）が商品ブランド名（　　）として、

エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

以上